

『老人ホームの入居権を譲って』 という電話にご注意を！！

『有料老人ホーム(介護施設)に入居する権利を譲って欲しい』などという不審な電話がかかってきたという相談が全国的に急増しています。
このような電話には要注意！手口を紹介します。

電話内容の一例



(実在する住宅メーカーなどに似た名前などを名乗り…)
老人ホームへ入居する権利にあなたは当選しました。

入居する予定はない。必要ない。



ならば利用したい人がいるので、その権利を譲って欲しい。

◆その提案に了承をすると…



あなたの名義で申し込みをしないといけないので、一度あなたがお金を支払う必要がある。

権利を譲るためには取引実績が必要なので、お金を一旦振り込む必要がある。

以上の様に、『入居権を譲ってほしい』と言われて承諾をすると、他の人へ譲るにも、**現在の権利の名義人であるあなたが、一旦お金を払う必要がある**などと言い、様々な口実で高額な金銭を要求します！

警察官や弁護士などを名乗る電話にも要注意！！



その他入居権に関して、警察官や弁護士を名乗る人物から

- ◆入居権の名義貸しは犯罪。違約金を払わないと逮捕される。
- ◆名義貸しのトラブル解決をする。供託金を預けてもらえれば、解決後に弁護士会から全額返金する。

などと後日、金銭を要求する電話がかかって来たという事例も報告されています！

トラブル回避のアドバイス



老人ホームに入居できる権利は勝手に発生しません

申し込みをしていない老人ホームや介護施設に入居できる権利が発生する事は**絶対にありません**。
『入居権を譲って欲しい』、『名義を貸して欲しい』、『名義貸しは犯罪だ』、『警察に相談すると逮捕される』
などの電話は**全て詐欺**です。

心当たりのない電話はすぐに出ないようにしましょう

一度電話に出てしまうと、様々な手で話を持ち出してくるので、断ることが難しくなります。自宅の固定電話はなるべく留守番電話機能や、発信者番号の表示機能を活用して、心当たりのない電話にはすぐ出ないようにしましょう。



やりとりをしてしまっても、お金は払わないでください

もしも不審な電話に出てしまい、話を聞いてしまっても絶対にお金を支払ったり、振り込んだりしないでください。すぐに警察や家族、友人、消費生活センターなどへ相談をしてください。

高齢者の周囲の人へ

『老人ホーム入居権詐欺』のターゲットは高齢者です。高齢者を狙った悪質商法や詐欺を防ぐには、本人だけではなく周囲の方の見守りも必要です。「まとまったお金が必要」などと言っているなど、異変に気づいたら声をかけ、警察や消費生活センターへ相談をしてください。



太宰府市消費生活センター

☎092-921-2121 (内線 348)

【相談日】 毎週月～金曜日(年末年始、祝日を除く)

【時間】 9:30～12:00/13:00～16:00

【相談方法】 電話(面談相談も可)※予約不要

【場所】 市役所2階 消費生活相談室

商品やサービスの契約をして事業者とトラブルになった場合など、消費生活に関するトラブルの相談を受け付けています。

不安や心配なときは、
まず電話してください。

